

◆物品契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）平成31年度第4四半期分

整理番号	案件名称	物品種目	納入場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由書 （随意契約理由書番号）
1	油圧シリンダー買入	019産業用機器	平野工場	(株)福島製作所	999,000	平成31年1月15日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
2	耐火タイル（舞洲工場）買入	019産業用機器	舞洲工場	日立造船(株)	17,680,032	平成31年1月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
3	下部火格子台ほか2点（鶴見工場）買入	019産業用機器	鶴見工場	日立造船(株)	1,986,120	平成31年1月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
4	上位コンピュータシステム用部品1ほか1点（平野工場）買入	019産業用機器	平野工場	横河ソリューションサービス(株)	5,832,000	平成31年1月23日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
5	八尾工場事務所用空気調和機修繕（その3）	019産業用機器	八尾工場	パナソニック産機システムズ（株）	1,760,896	平成31年1月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
6	ボイラー用過熱管（西淀工場）買入	019産業用機器	西淀工場	(株)タクマ	4,860,000	平成31年1月25日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
7	吊下金具買入	019産業用機器	平野工場	(株)福島製作所	999,000	平成31年2月13日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30
8	可動火格子ほか1点（平野工場）買入	019産業用機器	平野工場	J F Eエンジニアリング(株)	13,122,000	平成31年3月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30

随意契約理由書

1 案件名称

油圧シリンダー買入

2 契約の相手方

(株) 福島製作所

3 随意契約理由

(1)製品指定理由

今回購入する予定の油圧シリンダーは、(株) 福島製作所のじん茶クレーンバケット部品であり、当該会社独自の設計技術により製作されたものである。従って、本部品の詳細寸法及び設計条件の関係上、他社においては製作不可能であるため、(株) 福島製作所製の製品を指定するものである。

(2)業者選定理由

油圧シリンダーは(株) 福島製作所のみが直接販売を行っており、他社では取扱いが出来ないため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場
(電話番号 06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

耐火タイル（舞洲工場）買入

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回買入する耐火タイルは、日立造船（株）設計・施工による舞洲工場焼却炉の主要部品であり、本製品の詳細寸法、仕様、材質は非公開のため他社では知りえず、同社以外の製品を使用することは不可能である。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いができないため、日立造船(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 舞洲工場

(電話番号 06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

下部火格子台ほか2点（鶴見工場）買入

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する下部火格子台ほか2点は、日立造船（株）製の鶴見工場焼却設備の一構成部品であり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って、本部品の詳細寸法及び関連機構・設計条件との関係上、他社においては製作不可能である為、日立造船株式会社製の製品を指定するものである。

(2) 業者選定理由

本部品は日立造船株式会社が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、日立造船株式会社と随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合

鶴見工場（電話番号 06-6912-4700）

随意契約理由書

1 案件名称

上位コンピュータシステム用部品 1 ほか 1 点(平野工場) 買入

2 契約の相手方

横河ソリューションサービス株式会社

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入予定の上位コンピュータシステム用部品は横河電機（株）製の上位コンピュータシステムの主要構成部品であり、FCU 及び I/O ユニットに安定的な電源供給を行う電源ユニットとして、当該会社独自の技術により設計・製作されたものである。

したがって、本製品の電気的特性及び形状寸法の詳細な仕様は他社では知り得ず、本製品以外を使用することは不可能である。

(2) 業者選定理由

上位コンピュータシステム用部品は横河電機（株）より販売・サービスを承継している横河ソリューションサービス（株）が直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、横河ソリューションサービス（株）と特名随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場

(電話番号 06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場事務所用空気調和機修繕（その3）

2 契約の相手方

パナソニック産機システムズ（株）

3 随意契約理由

八尾工場管理棟の空調用熱源機器については、旧松下電器（株）製の空冷チリングユニット QCH-401A が設置されている。

本修繕に使用する、チリングユニット用部品は、旧松下電器（株）を吸収合併したパナソニック産機システムズ（株）以外では、供給出来ない。また、代理店への販売を行っていない為、他社での修繕も不可能である。

また、修繕後の性能保証については、パナソニック産機システムズ（株）のみが対応可能であり、修繕後の性能、作動状態、耐寿命に対して一貫して責任を持たせることができるのは、パナソニック産機システムズ(株)のみである。

上記理由によりパナソニック産機システムズ(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 八尾工場
(TEL: 072-923-4226)

随意契約理由書

1 案件名称

ボイラー用過熱管（西淀工場）買入

2 契約の相手方

（株）タクマ

3 随意契約理由

1) 製品指定理由

今回買入するボイラー用過熱管は（株）タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたボイラー設備の主要部品であり、当該会社独自の技術により製作されたものである。

従って本部品の詳細寸法及び関連機構・ボイラー設計条件との関係は、当該会社のみが知っており、他社においては製作不可能であるため（株）タクマ製の製品を指定する。

2) 業者選定理由

本部品は、（株）タクマのみが直接販売を行っており他社では取り扱いができない。よって（株）タクマと特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 西淀工場
(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

吊下金具買入

2 契約の相手方

(株) 福島製作所

3 随意契約理由

(1)製品指定理由

今回購入する予定の吊下金具は、(株) 福島製作所のじん芥クレーンバケット部品であり、当該会社独自の設計技術により製作されたものである。従って、本部品の詳細寸法及び設計条件の関係上、他社においては製作不可能であるため、(株) 福島製作所製の製品を指定するものである。

(2)業者選定理由

じん芥クレーンバケット部品は福島製作所のみが直接販売を行っており、他社では取扱いが出来ないため。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 鶴見工場
(電話番号 06-6912-4700)

随意契約理由書

1 案件名称

可動火格子ほか1点（平野工場）買入

2 契約の相手方

JFEエンジニアリング(株)

3 随意契約理由

(1) 製品指定理由

今回購入する可動火格子ほか1点は、JFEエンジニアリング(株)設計・施工による平野工場焼却設備の主要部品であり、本製品の詳細寸法、仕様、材質は、非公開のため他社では構造を知りえず、同社以外の製品を使用することは不可能である。

(2) 業者選定理由

本部品はJFEエンジニアリング(株)のみが直接販売を行っており、他社では取り扱いが出来ないため、JFEエンジニアリング(株)と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場

(電話番号 06-6707-3753)